

ふれあい広場利用規定

第1条 (目的)

本規定はふれあい広場の使用について、商店街振興を第一とし、安全かつ円滑、及び適正な運営・管理を図ることを目的とする。

第2条 (利用期間・利用時間)

- (1) 利用期間は、原則3日間とする。
- (2) 利用時間は10:00～21:00とする。

第3条 (利用申込み)

利用の申込みは事前受け付けとします。申込みの受付は、利用希望日の属する月の3か月前の1日から利用希望日の1週間前までとします。
但し、年間定期利用の場合は1年前より受付を致しますが、3か月前に日程の予約を改めてして頂きます。

第4条 (申込方法)

- (1) 申込みは利用申込書に必要事項記入の上、下記店舗に提出ください。
いずみ書店 03-3995-6191 (吉岡)
シューズハウスふみや 03-3996-4539 (八方)
- (2) 利用希望の重複した場合、運営委員会により協議の上決定いたします。

第5条 (利用料金)

※土日祝祭日は終日利用のみ受け付けいたします。

	平日	平日終日	土日祝祭日
10:00～13:00	¥3,000	¥7,000	終日利用のみ ¥8,000
13:00～16:00	¥3,000		
16:00～19:00	¥3,000		
10:00～14:30	¥4,000		
14:30～19:00	¥4,000		
19:00～21:00	¥2,000		

※上記時間割り以外のご要望は別途ご相談ください。

第10条（利用の制限）

- （1） 施設オーナー等から音量、騒音、振動等について苦情のあった場合、即座に利用を停止し、及び当該団体の利用を受け付けない場合があります。
- （2） 暴力団関係者、それに準ずると思われる関係者の利用は利用申込みを受け付けません。また、受け付け後、判明した場合は予約の取り消しをいたします。
- （3） 宗教活動、特定個人の政治活動は利用申し込みを受け付けません。
- （4） その他、公序良俗に反すると判断した場合は利用申込みを受け付けません。
- （5） 管理者は施設の急な改修工事や天災、地変等やむを得ない事由により利用を中止することが出来る。

第11条（その他）

- （1） 上記各条、及び利用上の注意事項に記載されていない事項については、オーナーの承認及び管理者の協議の上、善処するものとする。
- （2） 利用規定、利用上の注意事項については年度毎に見直しを行うものとする。

第12条（設立年月日）

ふれあい広場の設立年月日を第22回通常総会で承認を得た、平成24年5月29日とする。

「ふれあい広場」利用上の注意事項

利用責任者下記内容に承諾したうえで利用の申込みを行うものとする。

第1条（目的）

当該施設は、商店街振興及び地域振興を目的として設置された施設である。

第2条（利用上注意事項）

- （1） 施設内での喫煙・飲食・飲酒は原則禁止とする。
- （2） 火気の使用は原則禁止とする。
- （3） 施設内への音響設備の持ち込みは可能であるが、近隣住民へ迷惑のかからない程度の音量に限る。
- （4） オーナー等から音量、騒音、振動について苦情のあった場合は利用を停止、及び以降の利用を受け付けない場合がある。
- （5） 施設内設備及び備品の破損、紛失については実費負担するものとする。
- （6） 予約時間の厳守。（準備、片付けも予約時間内に含む）
- （7） 片付けの徹底、利用者は利用後施設内トイレも含め清掃を必ず行い、利用開始前の状態に復帰するものとする。特に汚れが激しいものについては別途清掃料金を支払うものとする。
- （8） 施設の鍵は利用終了後速やかに管理者へ返還するものとする。
- （9） 利用時間内は必ず利用責任者が常駐し、時間内の事故等トラブルの責任を負うものとする。

第3条（申込内容に関する責任）

- （1） 申込書と異なる内容のイベント等を行った場合、利用を即座に停止頂く場合があります。
- （2） イベントの内容に関しては商店街に責任は帰さないものとする。